



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

保険料等の納付猶予について

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、多くの企業で休業や、勤務時間短縮を余儀なくされています。前号・前々号では企業における対応や、利用可能な助成金をご説明してきましたが、今回は経営支援となる保険料等の納付猶予制度についてご案内致します。

制度	厚生年金保険料等の納付猶予制度（特例） ＜健康保険料・介護保険料なども含みます＞	労働保険料等の納付猶予制度（特例） ＜労働保険料の申告納付期限も 7/10→8/31へ延長されています＞
内容	令和2年1月分から令和2年12月分までの 厚生年金保険料等の納付猶予 ※延滞金なし ※猶予期間1年間	令和2年2月1日から令和3年1月31日 までに納期限の到来する労働保険料等の納 付猶予 ※延滞金なし ※猶予期間1年間
要件	①令和2年2月以降の任意の期間（1カ月程度）において、事業等に係る収入が、前年同期に比べ概ね 20%以上減少 していること ※減少率については相談可能 ②保険料等の納付が一時的に困難であること	
手続き	①納付の猶予申請書を年金事務所へ ②原則納期限から概ね 25日以内 に申請 ③申請書に当面の運転資金や資産の状況など詳細に記載	①納付の猶予申請書を労働局へ ②原則納期限までに申請（労働保険料の年度更新の申請時に合わせて申請） ③申請書に当面の運転資金や資産の状況など詳細に記載

また雇用調整助成金についても、以下のような相談も多く、対象になり得る場合もあります。さらに、助成金の要件の度重なる変更があり、分りにくいところもあります。利用できるかな？と思われたら、まず弊社担当までご相談下さい。

雇用調整助成金相談事例 ～このような場合も活用が可能です～

<事例1>

感染防止のため、事業主が自主的に妊娠中の従業員を休業させた場合。

<事例2>

緊急事態宣言下のため、新規採用者の勤務開始時期を延長し、休業させた場合。

<事例3>

感染防止のため、事業主が、家族に濃厚接触者がいる従業員を休業させた場合。

原 季子

意外と便利なマイナンバーカード！

5月25日にマイナンバー通知カードが廃止されました。（廃止後も当面の間は継続して使用できます）マイナンバーカードの申請は強制ではありませんが、今回のように外出を自粛しなければならない状況でも、ご自宅に居ながら給付金をオンライン申請することができます。

他にもこんなメリットがあります！

- ・身分証明書として使える
- ・マイナンバーの証明書類として使える
- ・住民票や印鑑証明がコンビニで出せる
- ・行政の電子申請ができる



新型コロナウイルスが落ち着いた頃に申請を検討されてはいかがでしょうか。

高野 るみ子